



# 事務所だより 1月

2015(H27)



## I “持ち帰り残業”で労災認定！企業も対策が必要に

### ◆持ち帰り残業は労働時間に含まれる？

原則、会社の承認がない持ち帰り残業は労働時間には含まれません。ただ、上司の明確な指示によって行われている場合、通常の労働時間では処理できない業務量を指示している場合、持ち帰り残業の黙認がなされている場合、労働時間として判断されることがあります。

2011年に英会話学校講師の女性が自殺したのは、「持ち帰り残業」が原因として、金沢労働基準監督署が労災認定をしました。

持ち帰り残業が労災認定されたことは異例ではありますが、今回のケースはメールなどで、業務命令があったことが確認されたため、労災の認定がなされました。

### ◆企業には様々なリスクが！

持ち帰り残業には、労災認定や残業再請求の可能性はもちろん、情報漏えいの危険もあります。

「持ち帰り残業の原則禁止」、「事前申請のルール化」、「情報漏えい対策」などのルール作りが必要となるでしょう。

仕事よりも健康(命)を大切に

## II 嫡出子・非嫡出子の平等化

### ◆嫡出子・非嫡出子とは？

嫡出子とは→法律上の婚姻関係にある男女の間に生まれた子

非嫡出子とは→法律上の婚姻関係のない男女の間に生まれた子

### ◆被相続人が亡くなった時期により、法改定の適用の有無が変わります！

平成25年12月5日の民法改正により、これまで非嫡出子の相続分は嫡出子の1/2とされていましたが、その部分が改定され同等となりました。

・平成13年7月1日以前

全ての事案で適用なし。従来通り、非嫡出子の相続分は1/2。

・平成13年7月1日から、平成25年9月4日までの間

原則適用あり。但し、平成25年9月4日以前に旧法律に従って分配が決定されている場合は覆すことはできない。

・平成25年9月4日以降

全ての事案で適用あり。改定に従い、嫡出子・非嫡出子の相続分は同等。

民法も時代と共に変わります

## III 平成27年4月経営審査改定

### ◆経営審査改定の内容

平成27年4月1日以降、以下の二点が経営審査において改定されます。

・若年の技術者、技術労働者等の育成及び確保の状況の評価

・評価対象となる建設機械の範囲の拡大

### ◆若年の技術者、技術労働者等の育成及び確保の状況の評価

「その他(社会性等)の審査項目」(W点)が次の2項目を満たすことにより、各1点、最大2点の加点となります。

・技術者名簿に記載された35歳未満の技術職員数が技術職員名簿全体の15%以上

・新たに技術職員名簿に記載された35歳未満の技術職員数が技術職員名簿全体の1%以上

### ◆評価対象となる建設機械の範囲の拡大

「その他(社会性等)の審査項目」(W点)が以下の機械の保有によって機械1台につき1点、

最大15点の加点がされます。なお、これまでと同様に自ら所有している、審査基準日から1年7ヶ月以上のリース契約が締結されていることが条件となります。

W点1点はP点では、1.425点です

新しく加わる機械	条件	災害時の役割	定期検査
移動型クレーン	吊り上げ荷重3トン以上	・土嚢の積み上げ ・障害物の撤去	・性能検査 ・製造時検査
大型ダンプ車	車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上かつ事業の種類として建設業を届出、表示番号の指定を受けているもの	・土砂の運搬	・自動車検査
モーターグレーダー	自重が5トン以上	・除雪・整地	・特定自主検査

平成27年(2015)1月

1	木	元日
2	金	
3	土	かるた始め式 八坂神社 075-561-6155
4	日	蹴鞠はじめ 下鴨神社 075-781-0010
5	月	10月決算法人の確定申告 4月決算法人の中間報告
6	火	小寒
7	水	七草粥 京都府社会保険労務士会 無料相談
8	木	十日ゑびす大祭 1/8~1/12 ゑびす神社 075-525-0005 京都府行政書士会 無料相談 下京区役所
9	金	
10	土	源泉所得税の納付 住民税特別徴収額の納付
11	日	
12	月	成人の日
13	火	1級土木施工管理技術検定試験 実地試験合格発表 京都府行政書士会 無料相談 左京区役所 中京区役所
14	水	京都府社会保険労務士会 無料相談
15	木	御粥神事 下鴨神社 075-781-0010
16	金	
17	土	
18	日	楊枝のお加持と弓引き初め 三十三間堂 075-561-0467
19	月	
20	火	大寒 京都府行政書士会 無料相談 山科区役所 西京区役所
21	水	初弘法 東寺 075-691-3325 京都府社会保険労務士会 無料相談
22	木	京都府行政書士会 無料相談 伏見区役所 北区役所
23	金	
24	土	
25	日	初天神 北野天満宮 075-461-0005
26	月	
27	火	
28	水	京都府社会保険労務士会 無料相談
29	木	
30	金	
31	土	前年11月決算法人の確定申告 支払い調書の提出 固定資産税の売却資産に関する申告 給与支払報告書の提出 個人の都道府県民税及び市町村民税の納付

2014年(平成26年)12月1日作成「2015.1月号」